

死亡

入院

特定の病気

全員加入 運動

岩手の教職員だけの特例!!

どんな健康状態の方でも申込みOK!

本人 配偶者 お子様

新規契約・増口ができます。

岩手県支部は、どんな健康状態の方(本人・配偶者・お子様)でも新規契約・増口できる特例措置が全国で唯一適用されています。加入率90%をめざし、岩手だけの特例措置を永続的なものにしましよう。

※共済金を減額してお支払いする場合があります。

団体生命共済 医療共済



先進医療特約
もおすすめ
します!



団体生命共済と医療共済なら

死亡保障 **1,000万円** (10口) 入院保障 **5,000円** (5口)
1日あたり

月々

40歳以下の方
1,490円

41歳~60歳の方
3,920円

ですよ!

※団体生命共済(10口)

死亡・高度障害…1,000万円
公務・交通災害死亡…1,500万円
障害…400万円~50万円

※医療共済(基本契約5口)

病気・ケガの入院…1日につき 5,000円
がんの入院…1日につき 10,000円

特約をつければ更に安心です

(長期入院・手術・退院・先進医療・ガン診断・生活習慣病・女性特定疾病)



団体生命共済

病気やケガによる死亡・障害を保障します。

死亡保障100万円~3,000万円まで選べます

Point 1 公務や交通災害で死亡したときは一般死亡の1.5倍の保障となります。

Point 2 ケガだけでなく病気が原因で障害を負った場合も保障します。

団体生命共済・医療共済<共通>

配偶者・お子さまもご契約いただけます

1年ごとに契約内容を見直せます

90歳まで更新できます

(注) 契約・更新いただけるお子さまは組合員と同一生計の未就業・未婚の方に限ります(就業・結婚したお子さまはご契約を更新することはできません)。また、新規契約いただけるのは、2020年8月1日における満年齢が21歳以下の方となります。



医療共済

病気やケガによる入院などを保障します。

入院日額1,000円~1万円まで選べます

Point 1 1泊2日入院から保障します。

Point 2 ガン入院の場合は、病気やケガによる一般入院の倍額保障となります。

Point 3 1入院につき年間180日まで保障します。別々の原因による入院の場合、それぞれ180日まで保障します。

Point 4 ガン入院の場合は、日数無制限で保障します。

Point 5 共済金を受け取っても契約更新できます。
→ガン診断共済金の支払を受けた場合、ガン診断特約の更新はできません。

手術特約を付加すると… → 日帰り手術も保障の対象になります。
→手術の種類によっては保障の対象とならない場合もあります。
※医療スタンダードには手術特約がセットされています。

先進医療特約を付加すると… → 健康保険の対象とならない先進医療の技術料を保障します(最高1,000万円まで)。
さらに先進医療特約費用共済金として、先進医療共済金としてお支払いする金額の10%をお支払いします。(最高20万円、先進医療共済金の10%が1万円に満たない場合は1万円とします。)

死亡・高度障害の保障のめやす!

団体生命共済

ご本人の保障額
お子様お1人につき
(教育費用として)

1,000万円

支払事由		共済金額 (1口あたり)	月掛金額 (1口あたり)	
死亡・高度障害	死亡または所定の高度障害(注)を負ったとき	死亡共済金または高度障害共済金	40歳以下	41歳~60歳
		100万円		
公務・交通災害死亡	所定の公務上死亡または交通災害死亡されたとき	死亡共済金+公務災害死亡共済金または交通災害死亡共済金	92円	263円
		150万円		
障害	所定の障害(注)を負ったとき	障害共済金	40万円~5万円	

※ 61歳以上も段階的に掛金が上がります。

(注) お支払いの対象となる「高度障害」「障害」とは、病気または傷害が治癒した時に残存する、症状が固定した状態のことをいいます。「高度障害」とは教職員共済の団体生命共済事業規約に定める「身体障害等級表」の第1級、第2級および第3級の一部に該当するもの(両眼の失明、咀嚼または言語機能の喪失など)をいい、「障害」とは同じ「身体障害等級表」に該当する、高度障害以外のものをいいます。詳しくは所属事業所または本部までお問い合わせください。

ご注意 公務・交通災害死亡に対する共済金150万円は、死亡共済金100万円に公務・交通災害死亡特約の共済金50万円を上乗せしたものです。(公務・交通災害死亡特約は自動付帯されています)

団体生命共済は、ご年齢*により契約限度口数が異なります。

*年齢は2020年8月1日における満年齢です。

60歳以下 30口 61~70歳 10口 71~90歳 5口 15~21歳のお子さま 30口 14歳以下のお子さま 10口

おすすめ加入プラン

必要保障額に応じて、1年ごとに見直すことができます!

<p>30口</p> <p>扶養家族が2人以上いる方におすすめ!</p> <p>3,000万円プラン</p> <p>死亡・高度障害..... 3,000万円 公務・交通災害死亡..... 4,500万円 障害..... 1,200万円~150万円</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">月掛金</td> <td>40歳以下</td> <td>2,760円</td> </tr> <tr> <td>41歳~60歳</td> <td>7,890円</td> </tr> </table>	月掛金	40歳以下	2,760円	41歳~60歳	7,890円	<p>20口</p> <p>扶養家族が1人以上いる方におすすめ!</p> <p>2,000万円プラン</p> <p>死亡・高度障害..... 2,000万円 公務・交通災害死亡..... 3,000万円 障害..... 800万円~100万円</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">月掛金</td> <td>40歳以下</td> <td>1,840円</td> </tr> <tr> <td>41歳~60歳</td> <td>5,260円</td> </tr> </table>	月掛金	40歳以下	1,840円	41歳~60歳	5,260円
月掛金		40歳以下	2,760円								
	41歳~60歳	7,890円									
月掛金	40歳以下	1,840円									
	41歳~60歳	5,260円									
<p>10口</p> <p>ご家族がご夫婦のみの方などにおすすめ!</p> <p>1,000万円プラン</p> <p>死亡・高度障害..... 1,000万円 公務・交通災害死亡..... 1,500万円 障害..... 400万円~50万円</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">月掛金</td> <td>40歳以下</td> <td>920円</td> </tr> <tr> <td>41歳~60歳</td> <td>2,630円</td> </tr> </table>	月掛金	40歳以下	920円	41歳~60歳	2,630円	<p>5口</p> <p>独身者やお子さまにおすすめ!</p> <p>500万円プラン</p> <p>死亡・高度障害..... 500万円 公務・交通災害死亡..... 750万円 障害..... 200万円~25万円</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">月掛金</td> <td>40歳以下</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>41歳~60歳</td> <td>1,315円</td> </tr> </table>	月掛金	40歳以下	460円	41歳~60歳	1,315円
月掛金		40歳以下	920円								
	41歳~60歳	2,630円									
月掛金	40歳以下	460円									
	41歳~60歳	1,315円									

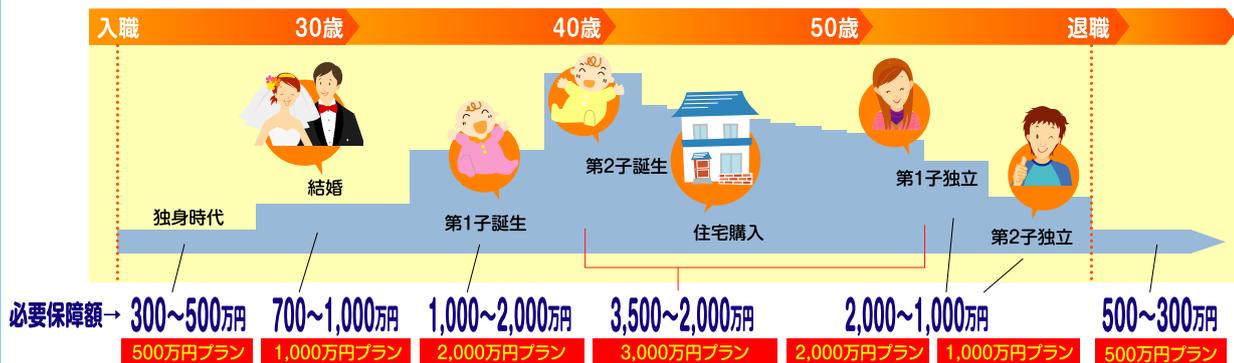
必要保障額をご存知ですか?

万一のことがあった場合、遺族が将来生活するために必要な資金から公的保障(遺族基礎年金、遺族厚生年金等)や死亡退職金、配偶者の収入などを差し引いた金額を必要保障額といいます。

将来の支出-将来の収入=必要保障額

必要保障額は、家族構成・毎月の生活費・平均給与・住宅事情などにより異なります。また、下図のようにライフステージによっても変化していきます。

<モデルケースによる必要保障額の推移> お子さま2人、配偶者収入なし、持ち家ありの場合



ホームページの「ライフプランシミュレーション」でも必要保障額の試算が出来ます。

教職員共済 検索 <https://www.kyouyokuin.or.jp/>

団体生命共済なら、必要な保障を毎年、見直すことができます!

ご入院の保障のめやす!

医療共済

入院1日あたり

5,000円~7,000円

※アイリスプラン「医療入院コース」のご契約がある場合は、医療共済への申し込みはできません。

医療スタンダードとは、基本契約に、長期入院・手術・退院の3特約をすべて同口数でセットしたものです。

医療スタンダード

医療オプション

支払事由		共済金額 (1口あたり)	月掛金額 (1口あたり)		
基本契約	入院	病気やケガにより1泊2日以上入院をしたとき (1入院につき年間180日まで保障します)	1日につき 1,000円	40歳以下	41歳~60歳
		ガン(上皮内ガンを含む)(注1)により1泊2日以上入院をしたとき(入院日数無制限で保障します)	1日につき 2,000円	114円	258円
特約	長期入院	病気やケガにより180日以上継続入院をしたとき	一時金 3万円	3円	
	手術	所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて(注2) ※手術特約は手術の種類によっては保障の対象とならない場合もあります。	一時金 4万円・2万円・1万円	105円	
	退院	20日以上継続入院後に退院したとき	一時金 1万円	22円	
	先進医療	所定の先進医療(注3)を受けたとき。 (年間を通じ通算で最高1,000万円。更新後はリセットされます) 上記の共済金が支払われるとき、先進医療諸費用共済金として上記共済金の10%(上記共済金の10%が1万円に満たないときは1万円となります)	自己負担した技術料相当額 (最高1,000万円) 上記共済金の10% (1回につき最高20万円)	82円 (口数はありません)	
	ガン診断	出生後初めてガン(注1)と診断されたとき	一時金 20万円	205円	
	生活習慣病	所定の生活習慣病(注4)により1泊2日以上入院をしたとき(1入院につき年間180日まで保障します)	1日につき 1,000円	34円	
	女性特定疾病	所定の女性特定疾病(注5)により1泊2日以上入院をしたとき(1入院につき年間180日まで保障します)	1日につき 1,000円	72円	

※ 61歳以上も段階的に掛金が上がります。

ご注意! 特約のみのご契約はできません。必ず基本契約のご契約が必要となります。

◆ 基本契約は最高10口、特約は基本契約の口数を上限としてご契約いただけます(先進医療特約には口数はありません)

- (注1) 対象とならないガンもあります。詳しくはお問い合わせください。
 (注2) 手術共済金の支払い事由に該当する手術を同時に2つ以上受けたときは、手術共済金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。
 (注3) 先進医療とは、公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める医療機関で行われるものに限り(療養を受けた時点において先進医療に該当している必要があります)。該当の技術および医療機関等につきましては厚生労働省のホームページ等をご確認ください。
 (注4) 所定の生活習慣病とは、糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患のことをいいます。
 (注5) 所定の女性特定疾病とは、子宮筋腫などの女性特有の疾病や、甲状腺の障害(先天性甲状腺機能低下は除きます)など女性に多く見られる所定の疾病のことをいいます。(ガンは対象となりません)。

おすすめ加入プラン

手術特約と先進医療特約をセットしたシンプルな安心プランです!

充実 10,000円プラン セット内容:基本契約10口+手術特約10口+先進医療特約(口数なし)

入院 1日につき1万円(ガン入院は2万円)
 手術 一時金 40万円・20万円・10万円
 先進医療... 最高 1,000万円

月払掛金	40歳以下	2,272円
	41歳~60歳	3,712円

おすすめ 7,000円プラン セット内容:基本契約7口+手術特約7口+先進医療特約(口数なし)

入院 1日につき7,000円(ガン入院は14,000円)
 手術 一時金 28万円・14万円・7万円
 先進医療... 最高 1,000万円

月払掛金	40歳以下	1,615円
	41歳~60歳	2,623円

基本 5,000円プラン セット内容:基本契約5口+手術特約5口+先進医療特約(口数なし)

入院 1日につき5,000円(ガン入院は1万円)
 手術 一時金 20万円・10万円・5万円
 先進医療... 最高 1,000万円

月払掛金	40歳以下	1,177円
	41歳~60歳	1,897円

重要事項等説明書

本説明書は、団体生命共済・医療共済のご契約に関する重要事項（契約概要・注意喚起情報）等についてご説明するものです。ご契約（更新）される際に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

- 契約概要** 保障内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

なお、本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては初めてご契約された際に送付する「トリプルガードハンドブック」にてご確認ください。



ハンドブックに記載の事業規約および細則については規約・細則ホームページ（<https://www.kyousyokuin.or.jp/kiyaku/>）でもご覧いただけます。ご不明の点がございましたら、教職員共済生活協同組合岩手県支部または本部までお問い合わせください。

1. ご契約締結前にご確認いただきたいこと

新しく組合員になれる方について

教職員共済生活協同組合（以下教職員共済といいます）は、消費生活協同組合法にもとづき、国立大学法人、公立・私立学校、文部科学省、文化庁等を職域とし、共済事業を営む生活協同組合です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、職域に勤務されている方で出資金（100円／加入時1回のみ）を払込みいただければどなたでも組合員となることができます。なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに所属事業所へご連絡いただき、出資金返戻請求の手続きを行ってください。

契約者について

契約概要

団体生命共済・医療共済共通

契約者になることができる方は、教職員共済の組合員である方です。

被共済者（保障を受ける方）になることができる方

契約概要

団体生命共済・医療共済共通

被共済者となることができる方は、契約日および更新日において、次の条件を満たす方です。

- (1) 契約者との続柄が次の範囲内である方
 - ① 契約者ご本人
 - ② 契約者の配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同様です）
 - ③ 契約者と同一生計で未就業の未婚の実子・養子・継子（新規契約は21歳以下の方）
※②③は契約者本人の契約が必要です。単独契約はできません。
- (2) 契約日および更新日において満90歳以下である方

共済商品のしくみ（保障内容・共済金額等）

契約概要

団体生命共済

団体生命共済は、病気やケガにより死亡または障害状態となった場合に保障する共済です。保障の内容や共済金額については本パンフレット1ページをご確認ください。

医療共済

医療共済は、病気やケガにより入院や手術等をした場合に保障する共済です。保障の内容や共済金額については本パンフレット2ページをご確認ください。※法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合、「先進医療共済金」の支払事由が変更となることがあります。

団体生命共済・医療共済共通

共済期間中に契約内容を変更することはできません。

共済金をお支払いできない主な場合

契約概要

注意喚起情報

次のいずれかの事由により支払事由が発生した場合は、共済金をお支払いできません。

- (1) 死亡共済金
 - ① 被共済者が責任開始日（ただし、更新日に共済金額を増額した契約の増額部分についてはその更新日）から1年以内に自殺したとき。
 - ② 被共済者の犯罪行為により死亡したとき。

- ③ 共済金受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人にお支払いします。
- ④ 契約者が故意に被共済者（契約者と同一人である場合を除きます）を死亡させたとき。

(2) 高度障害共済金

- ① 被共済者が責任開始日（ただし更新日に共済金額を増額した契約の増額部分についてはその更新日）から1年以内に自殺行為により高度障害になったとき。
- ② 被共済者の故意（自殺行為を除きます）により高度障害になったとき。
- ③ 被共済者の犯罪行為により高度障害になったとき。
- ④ 契約者が故意に被共済者（契約者と同一人である場合を除きます）を高度障害とさせたとき。
- ⑤ 高度障害共済金を支払う前に死亡共済金（当該高度障害共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません）の支払請求を受けたとき、または死亡共済金支払い後に高度障害共済金（当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません）の支払請求を受けたとき。

(3) 交通災害死亡共済金・障害共済金、医療共済金、長期入院共済金、手術共済金、退院共済金、先進医療共済金、先進医療諸費用共済金

- ① 契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失。
- ② 被共済者の犯罪行為。
- ③ 被共済者の無免許運転、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故。
- ④ 被共済者の泥酔の状態を原因とする事故。
- ⑤ 被共済者の薬物依存（交通災害死亡共済金、障害共済金を除きます）。

その他、次の場合もお支払いの対象となりません。

(1) 各共済金共通

共済金の支払いの原因となる疾病の発病、傷害の発生が責任開始日前のとき（死亡共済金を除きます）。

(2) 死亡共済金

高度障害共済金支払後に死亡共済金（当該高度障害共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません）の支払請求を受けたとき。

※医療共済の基本契約には死亡不担保特則が付いていますので、死亡共済金のお支払いはありません。

(3) 医療共済金、長期入院共済金、手術共済金、退院共済金、ガン診断共済金、生活習慣病入院共済金、女性特定疾病入院共済金、先進医療共済金、先進医療諸費用共済金

- ① 正常分娩、精密検査（人間ドック等）による入院。
- ② 医師による治療を直接の目的としない入院。
- ③ 手術共済金は、医師による治療を直接の目的としない美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術。
- ④ ガン診断共済金について、責任開始日前にガンと診断されたことのある場合。
- ⑤ 先進医療共済金・先進医療諸費用共済金について、認定された医療機関以外で受けられた療養。また、療養を受けられた時点で先進医療に該当しない場合。

戦争その他の非常な出来事の場合 の共済金のお支払いについて

契約概要

注意喚起情報

団体生命共済・医療共済共通

戦争その他の非常な出来事により、所定の共済金を支払うことができない場合は、共済金の分割払いやお支払いの繰延または削減をする場合があります。

契約限度について

契約概要

団体生命共済

■60歳以下…30口 ■61歳～70歳…10口 ■71歳～90歳…5口

■15歳以上のお子さま…30口 ■14歳以下のお子さま…10口(注)

(注)14歳以下のお子さまについては、他の生命保険(共済)等をご契約されている場合、合わせて死亡保障1,000万円までのご契約となります。他の保険金(共済金)100万円につき1口と換算し、上記限度額1,000万円(10口)から差し引いた口数をご契約いただける口数となります。

例/他の死亡保険金(共済金)300万円ご契約の場合
→10口-3口=7口(ご契約いただける口数)

医療共済

■基本契約…10口 ■特約は基本契約と同口数までご契約いただけます。

(先進医療特約には口数はありません)

共済期間と契約の更新について

契約概要

注意喚起情報

団体生命共済・医療共済共通

■共済期間

<一括募集の場合>

毎年8月1日から翌年の7月31日までとなります。

※契約の効力の発生は申込日の翌日もしくは7月2日のいずれか遅い日の午前零時となります。

<中途加入・追加加入の場合>

中途加入・追加加入の場合は初回掛金払込日の翌1日から直近の7月31日までとなります。

■契約の更新

原則として、満期となる時点で特にお申し出がない場合は、契約は更新日(契約満了日の翌日)に自動更新となります。

※90歳まで契約更新できます。

※更新日において契約者と同一生計・未就業・未婚のすべてに該当しないお子さまの場合は、契約を更新できませんのでお手続きが必要です(お手続きをされなかった場合も保障の対象となりません)。

※この契約に適用される事業規約等(改正が行われた場合は当該改正後のものをいいます)の定めるところにより、更新後の契約について、掛金その他の契約内容を変更する場合があります。

●団体生命共済は61歳以上になると契約限度が異なります。更新契約が契約限度以上の場合は契約限度まで減額されます。詳しくは「契約限度について」をご確認ください。

●契約を更新される22歳以上のお子さまは契約者本人・配偶者の年齢別掛金の適用となります。

共済金受取人について

契約概要

団体生命共済・医療共済共通

共済金の受取人は契約者となります。ただし契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人の順位は次のとおりとなります。受取人をあらかじめ指定する場合は契約申込書にご記入ください。

①契約者があらかじめ指定した者 ②契約者の配偶者 ③契約者の子

④契約者の孫 ⑤契約者の父母 ⑥契約者の祖父母

⑦契約者の兄弟姉妹 ⑧契約者のおい・めい

※契約者以外の被共済者の共済金については受取人の指定はできません。

※医療共済は受取人の指定はできません。

※同順位で共済金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めなければなりません。その場合、代表者は他の共済金受取人を代表するものとします。その他詳しくは所属事業所または本部にお問い合わせください。

※契約者の遺言による共済金受取人の変更はできません。共済金受取人を変更する場合は、必ず教職員共済にご連絡ください。

掛金について

契約概要

団体生命共済・医療共済共通

掛金は、保障額や年齢等により異なります。詳しくは本パンフレット最終面に記載の「掛金表」をご確認ください。

契約の申込方法・掛金の払込方法について

契約概要

団体生命共済・医療共済共通

■契約申込書をお送りしますので、所属事業所までご請求ください。

■口座振替、郵便払込、支部集金による掛金払込方法があり、事業所により異なります。詳しくは所属事業所までお問い合わせください。

掛金の払込猶予期間と契約の失効について

注意喚起情報

団体生命共済・医療共済共通

掛金の払込みについては、払込期日の翌日から2カ月間の猶予期間があります。年払い掛金、または半年払い・月払いの初回掛金が猶予期間内に払込まれない場合、契約は不成立となります。半年払い・月払いの場合で2回目以降の掛金が猶予期間内に払込まれない場合、契約は払込猶予期間の末日の翌日の午前零時に効力を失い、消滅します。

割戻金について

契約概要

団体生命共済・医療共済共通

生活協同組合は、毎事業年度に剰余金が生じた場合、共済利用額等に応じて割戻金を配賦することができます。割戻の実施とその方法については総代会にて決定されます。

2. ご契約締結時(更新時)における注意事項 <団体生命共済・医療共済共通>

新規契約申込書・

更新時の契約変更届の記入について

注意喚起情報

■契約申込書・契約変更届は教職員共済と契約を取り決めるものです。契約者ご自身が記入し、内容を充分お確かめのうえ、ご署名ください。契約者以外の被共済者がいる場合は、申込・契約変更にあたって同意が必要です。

■新規契約時および増口(医療共済の特約を付加する場合があります)申込み時には、被共済者の健康状態を告知していただく必要があります。質問事項の内容を被共済者ご本人が確認し、回答欄にご記入ください。

告知事項について

注意喚起情報

新規契約を申込み時および契約更新時に増口や特約の付加を申込み時は、被共済者は次の「健康状態質問表」の事項について事実を告知していただく必要があります(申込書の該当欄にご記入ください)。

質問事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったり、事実でないことを告げた場合は、契約は解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。また、質問事項に該当する項目がある場合は、原則として契約をお引き受けできません。ただしその場合でも、一定の条件の下でご契約いただける場合があります。詳しくは所属事業所または本部までお問い合わせください。

健康状態質問表

1. 病気やケガのため、申込日に入院、病気休暇または安静加療をしている(病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含みます)。
2. 病気やケガのため、申込日を含め過去1年以内に連続して14日以上入院、病気休暇または安静加療をしたことがある(申込日を含め過去1年以内に病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含みます)。
3. 病気やケガのため、申込日を含め過去1年以内に開頭、開腹または開胸の手術(内視鏡・カテーテルによるものおよび帝王切開を含み、虫垂切除術を除きます)、移植(骨髄移植を含みます)を受けたことがある。
4. つぎの病気によって、申込日を含め過去1年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
悪性新生物、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、大動脈解離、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈硬化症、水頭症、統合失調症、うつ病、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症
5. 申込日現在、医師より「下記の疾病」で診察・検査・治療・投薬を要すると診断されている、または「下記の疾病」により医師の診察・検査・治療・投薬を受けている。「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。
 - ① つぎの新生物
腫瘍、ポリープ、筋腫、のう腫、腺腫、ガン(「ガン」とは悪性新生物および上皮内ガンを指します)、肉腫、リンパ腫、白血病、骨髄腫
 - ② つぎの血液、代謝および内分泌疾患
貧血、多血症、骨髄線維症、紫斑病、血友病、糖尿病、甲状腺障害、甲状腺中毒症、甲状腺炎、痛風、高尿酸血症、脂質異常症・高脂血症、骨髄異形成症候群
 - ③ つぎの循環器の疾患
狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心内膜炎、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、心膜炎、心筋炎、心筋虚血、ペースメーカー装着
 - ④ つぎの血圧の異常および血管の疾患
高血圧、低血圧(本態性以外)、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、静脈瘤、大動脈炎症候群
 - ⑤ つぎの脳、脊髄、神経および精神の疾患
脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈瘤、もやもや病、一過性脳虚血発作、脳動脈硬化症、水頭症、髄膜炎、脳性まひ、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、てんかん、統合失調症、躁うつ病、うつ病、気分変調症、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症、多発性硬化症、脊髄小脳変性症、プリオン病、ハンチントン舞蹈病
 - ⑥ つぎの食道、胃、腸の疾患
食道かいよう、胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、クローン病、腸へいそく、腹膜炎、そけいヘルニア、胃・食道静脈瘤
 - ⑦ つぎの肝臓、胆道、膵臓の疾患
肝炎(ウイルスキャリアを含む)、肝硬変、脂肪肝、肝線維症、胆石症、胆のう炎、胆管炎、すい炎

⑧ つぎの泌尿器の疾患

腎炎、ネフローゼ症候群、巣状糸球体硬化症、腎不全、水腎症、尿路結石、腎結石、尿管結石

⑨ つぎの呼吸器の疾患

喘息、肺炎、肺結核、肺炎腫、慢性気管支炎、肺線維症、睡眠時無呼吸症候群

⑩ その他の疾患

膠原病、リウマチ、骨粗しょう症、骨軟化症、後縦靭帯骨化症、免疫不全症候群、HIV抗体検査陽性、肺外結核、卵巣機能不全症、子宮内膜症

医療共済に申し込む場合

6. つぎの病気によって、申込日現在、医師より診察・検査・治療・投薬を要すると診断されている、または医師の診察・検査・治療・投薬を受けている。
白内障、緑内障、ぶどう膜炎、網膜はく離、網膜色素変性症、眼底出血

女性特定疾病特約に申し込む場合

7. 現在妊娠している。または申込日を含め過去5年以内に、妊娠・分娩に伴う異常で、入院したり手術を受けたことがある(帝王切開を含みます)。

ガン診断特約に申し込む場合

8. 今までにガン(「ガン」とは悪性新生物および上皮内ガンを指します)と診断されたことがある。

先進医療特約に申し込む場合

9. ガン(「ガン」とは悪性新生物および上皮内ガンを指します)によって、申込日を含め過去5年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

別表

健康状態質問表でいう悪性新生物とは以下のものをいいます。

- 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
- 消化器の悪性新生物
- 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
- 骨および関節軟骨の悪性新生物
- 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
- 中皮および軟部組織の悪性新生物
- 乳房の悪性新生物
- 女性性器の悪性新生物
- 男性性器の悪性新生物
- 尿路の悪性新生物
- 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物
- 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
- 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
- リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
- 独立した(原発性)多部位の悪性新生物

クーリングオフについて

注意喚起情報

申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であればクーリングオフ(申込みの撤回・解除)ができます。書面に共済契約の種類、申込日、申込者(契約者)の名前および住所、申込みを撤回する旨を明記し、かつ、署名のうえ提出してください。

3. ご契約締結後における注意事項 <団体生命共済・医療共済共通>

契約内容に関する届出について(通知義務等) 注意喚起情報

次の場合は、遅滞なく所属事業所にご連絡ください。

- 共済期間途中において被共済者が被共済者の範囲に該当しなくなった場合
- 契約者の名前または住所が変更となった場合
- 被共済者の名前が変更となった場合
- 共済金受取人の名前または住所が変更となった場合

共済金の請求とお支払について 注意喚起情報

共済金の支払事由が発生した場合は、遅滞なく教職員共済審査部(0120-065411)にご連絡ください。共済金請求のお手続きのご案内をし、所定の書類をお送りします。

原則として必要な請求書類が教職員共済に到着した日の翌日から、団体生命共済については10日以内(土・日・祝日・年末年始を除きます)、医療共済については30日以内に共済金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、その旨を受取人にご通知したうえでお支払いま

での期間を延長することがあります。延長する期間は事業規約に定める日数とします。

共済金請求の権利を行使できるときから3年を過ぎてもご請求がない場合は、共済金をお支払いできない場合があります。

解約について

契約概要

注意喚起情報

■ 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書類にてお手続きください。解約の効力は所定の書類を受付けた日の翌月1日から生じます。

■ 解約時に未経過掛金がある場合は月割で返戻します。

詐欺等による契約の取消について

注意喚起情報

契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結したときは、契約を取り消す場合があります。この場合、掛金は返還せず、すでに支払われた共済金および諸返戻金等は返還していただきます。

契約の無効について

注意喚起情報

次のいずれかに該当した場合は、契約が無効となります。

■共済金の不法取得目的による契約の無効

契約者が共済金を不法に取得する目的、または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき。

※不法取得目的により契約が無効となった場合、掛金は返還せず、すでに支払われた共済金および諸返戻金等は返還していただけます。

■契約の無効

- (1)被共済者が申込日または更新日にすでに死亡していたとき。
- (2)被共済者が申込日または更新日において契約者の範囲外または被共済者の範囲外であったとき。
- (3)契約者が申込日または更新日にすでに死亡していたとき。
- (4)基本契約および特約の共済金額が、それぞれに規定する最高限度を超えていたときは、その超えた部分の共済金額に対応する契約。
- (5)契約者の意思によらないで契約の申込みがなされていたとき。
- (6)契約の申込みまたは契約更新時の変更の申込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。

※契約が無効となった場合、当該契約にかかる掛金の全部または一部を契約者に払戻します。また、すでに支払われた共済金または諸返戻金等がある場合は返還していただくことがあります。

契約の解除について

注意喚起情報

次のいずれかに該当した場合は、契約が解除となります。

■重大事由による契約の解除

- (1)共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき、または行おうとしたとき。
- (2)契約者および契約者と生計を一にする親族(以下共済契約関係者といいます)または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として共済事故を発生させたとき、または発生させようとしたとき。
- (3)その他、この組合の共済契約関係者または共済金受取人に対する信頼を損ない、契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

■契約の解除

契約者または被共済者が契約締結時(更新時に増口や特約を付加する場合を含みます)に故意または重大な過失により質問事項について事実を告げなかったり、事実でないことを告げた場合は、契約は解除となります。

※契約が解除となった場合、解除が共済事故発生の後でなされたときでも、原則として共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いしていたときは原則として返還していただけます。

※契約が解除となった場合で未経過掛金がある場合は月割で返戻します。

■被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外の場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは所属事業所または本部までお問い合わせください。

契約の消滅について

注意喚起情報

団体生命共済

被共済者が死亡した場合はそのときをもって、高度障害共済金が支払われた場合はそのときをもって、契約は消滅します。

医療共済

被共済者が死亡した場合はそのときをもって契約は消滅します。

※団体生命共済・医療共済とも、上記の事由により契約者本人の契約が消滅した場合で、配偶者・お子さまの契約がある場合、配偶者・お子さまの共済期間内の保障は継続します。次年度の更新についてはお問い合わせください。

掛金の保険料控除について

注意喚起情報

団体生命共済

毎年1月1日～12月末日までに払込まれた掛金は、その年の一般生命保険料控除の対象となります。

医療共済

毎年1月1日～12月末日までに払込まれた掛金は、その年の介護医療保険料控除の対象となります。

4. その他の事項

個人情報の取扱いについて

教職員共済は、ご契約に際して記載・記入いただいた個人情報を、適正な契約の締結と維持管理、共済金のお支払い等共済事業の健全な運営や、教職員共済が行う事業のご案内、よりよい商品・サービスの提供のために利用させていただきます。教職員共済は、ご契約に関する個人情報を当該共済業務に必要な範囲で取得・利用し、業務委託先等に提供を行うことがあります。また、以下の取扱いを行います。

□当該共済業務を行うために、医療機関等に提供を行うこと、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

□団体生命共済・医療共済は引受リスクを適切に分散するために再共済または再保険を行うことがあります。その場合は当該業務に必要な個人情報を再共済団体等に提供します。

申込者および被共済者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ契約をお申込みください。

※教職員共済の個人情報の取扱いに関する詳細は、ホームページ(<https://www.kyousyokuin.or.jp/>)をご覧ください。

信用リスクについて

教職員共済は、法令に則り、将来の共済金の支払いに備えて十分な積み立てを行い、また、適切なリスク管理のもとに安全性を重視した堅実な資産運用を行っています。教職員共済が経営破綻した場合または教職員共済の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きにもとづき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した共済金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

ご契約(更新)後に共済証書を送付いたしますので大切に保管してください。掛金払込後2カ月経過しても共済証書が届かない場合には、最終面のお問い合わせ先までご連絡ください。

また、支払事由が発生した場合は、遅滞なく下記までご連絡ください。
教職員共済審査部 / 0120-065411
(受付時間:平日9時～17時30分)

岩手県支部の教職員(現職)だけの特例

どんな健康状態の方(本人・配偶者・お子様)でも新規契約・増口ができます。

岩手県支部は、どんな健康状態の方(本人・配偶者・お子様)でも新規契約・増口できる特例措置が全国で唯一適用されています。加入率90%をめざし、岩手だけの特例措置を永続的なものにしませう。

給付についての注意

新規契約および増口の申込時に病気療養中(当組合所定の健康状態質問事項に該当)であった方に給付事由が発生した場合、岩手県支部平均口数(団体生命共済7口・医療共済5口予定)または、増口前の契約のいずれか高い方を上限として給付し、平均を超える口数または増口した口数については給付されません。ただし、新規契約および増口から2年以上経過後に給付事由が発生した場合は、契約口数を給付します。
※平均契約口数は、給付事由発生時の前年度末における平均口数です。

※手術特約は手術の種類によっては保障の対象とならない場合もあります。

掛金表

1口あたりの掛金		本人・配偶者(1人あたり)							お子様(1人あたり) (21歳以下)	
		40歳以下	41歳~60歳	61歳~70歳	71歳~75歳	76歳~80歳	81歳~85歳	86歳~90歳		
団体生命共済	月払い	92	263	1,262	2,848	5,149	5,801	9,452	92	
	半年払い	532	1,507	7,246	16,357	29,573	33,322	54,292	532	
	年払い	1,060	3,000	14,420	32,550	58,850	66,310	108,040	1,060	
医療共済	①基本契約	月払い	114	258	738	1,255	1,702	1,932	2,331	114
		半年払い	653	1,482	4,241	7,206	9,774	11,095	13,387	653
		年払い	1,300	2,950	8,440	14,340	19,450	22,080	26,640	1,300
	②長期入院特	月払い	3		12	39	45	72	134	3
		半年払い	20		70	226	261	412	769	15
		年払い	40		140	450	520	820	1,530	30
	③手術特	月払い	105		249	390	421	432	409	36
		半年払い	603		1,432	2,241	2,417	2,482	2,347	206
		年払い	1,200		2,850	4,460	4,810	4,940	4,670	410
	④退院特	月払い	22		73	143	199	281	412	8
		半年払い	126		422	824	1,141	1,613	2,367	45
		年払い	250		840	1,640	2,270	3,210	4,710	90
	スタンダード合計	月払い	244	388	1,072	1,827	2,367	2,717	3,286	161
		半年払い	1,402	2,231	6,165	10,497	13,593	15,602	18,870	919
		年払い	2,790	4,440	12,270	20,890	27,050	31,050	37,550	1,830
オプション	⑤先進医療特	月払い				82				
		半年払い				472				
		年払い				940				
	⑥ガン診断特	月払い	205		621	1,079	1,286	1,378	1,543	62
		半年払い	1,176		3,568	6,196	7,387	7,915	8,864	357
		年払い	2,340		7,100	12,330	14,700	15,750	17,640	710
	⑦生活習慣病特	月払い	34		136	498	673	898	1,206	3
		半年払い	196		784	2,859	3,864	5,156	6,930	20
年払い		390		1,560	5,690	7,690	10,260	13,790	40	
⑧女性特定疾病特	月払い	72		7	18	18	18	18	26	
	半年払い	412		40	106	106	106	106	151	
	年払い	820		80	210	210	210	210	300	

■先進医療特約は口数がありませんので、固定の掛金となります。

■契約年齢は2020年8月1日における満年齢です。

■お子さまの新規加入は21歳以下となります。契約を更新される22歳以上のお子様は「契約者本人・配偶者」掛金欄の年齢別掛金が適用されます。

■中途加入の場合は半年払いはご選択いただけません。

掛金早見表

ライフプランにあわせてお選びください

月々の掛金		医療共済(基本契約) ※ご入院時の保障					団体生命共済のみの掛金		
団体生命共済+医療共済(基本契約)の組み合わせ掛金		1,000円(1口)	3,000円(3口)	5,000円(5口)	7,000円(7口)	10,000円(10口)			
団体生命共済 ※死亡障害の保障	100万円(1口)	40歳以下	206円	434円	662円	890円	1,232円	40歳以下	
		41歳~60歳	521円	1,037円	1,553円	2,069円	2,843円	41歳~60歳	
	500万円(5口)	40歳以下	574円	802円	1,030円	1,258円	1,600円	92円	
		41歳~60歳	1,573円	2,089円	2,605円	3,121円	3,895円	263円	
	1,000万円(10口)	40歳以下	1,034円	1,262円	1,490円	1,718円	2,060円	460円	
		41歳~60歳	2,888円	3,404円	3,920円	4,436円	5,210円	1,315円	
	2,000万円(20口)	40歳以下	1,954円	2,182円	2,410円	2,638円	2,980円	920円	
		41歳~60歳	5,518円	6,034円	6,550円	7,066円	7,840円	2,630円	
	3,000万円(30口)	40歳以下	2,874円	3,102円	3,330円	3,558円	3,900円	1,840円	
		41歳~60歳	8,148円	8,664円	9,180円	9,696円	10,470円	5,260円	
	医療共済(基本契約)のみの掛金		40歳以下	114円	342円	570円	798円	1,140円	2,760円
			41歳~60歳	258円	774円	1,290円	1,806円	2,580円	7,890円

お問い合わせ先

教職員共済生活協同組合 岩手県支部
共済代理店 岩手県学校生活協同組合
〒020-0691 岩手県滝沢市土沢220-5
TEL(019)687-6760 /フリーダイヤル 0120-112246

教職員共済生活協同組合 短期共済部

〒162-8624 東京都新宿区山吹町10-1 ラポール日教済
TEL03-5228-0692 <https://www.kyousyokuin.or.jp/>

